

一般廃棄物処理業の許可内容の変更・廃止について

一般廃棄物処理業の許可内容について変更または廃止があった場合には、届出が必要です。必要な届出書は、市ホームページからダウンロードするか、諏訪市役所 2 階環境課でお渡しします。

1 事業の範囲（事業の区分、取り扱う一般廃棄物の種類等）の変更

(1) 手続き

- ・一般廃棄物処理業変更許可申請書（様式第 6 号）に必要事項を記入し、変更後の業の許可申請に準じた関係書類を添付して、10 日以前に提出してください。

(2) 添付書類について

- ・変更後の業の許可申請と同様の書類となりますので、詳細はお問い合わせください。

(3) 手数料

- ・変更申請 1 件につき 4, 0 0 0 円
(申請手数料 3, 0 0 0 円、許可証交付手数料 1, 0 0 0 円)

2 住所、氏名、名称、役員、使用人、施設、設備 等の変更

(1) 手続き

- ・住所、氏名、名称、役員、使用人、施設、設備等に変更があった場合は、一般廃棄物処理業変更届書（様式第 8 号）に必要事項を記入し、関係書類を添付して、10 日以内に提出してください。

(2) 添付書類について

- ・氏名等変更の場合、変更後の住民票、変更後の定款、登記簿謄本等。
- ・役員等変更の場合、役員・従業員名簿、役員の住民票、免許証の写し（収集運搬業務を行う従業員の場合）等。
- ・収集運搬車両を新規購入した場合、収集運搬車両一覧、車両の写真、車検証の写し（電子車検証が交付された車両については車検証および自動車検査証記録事項の写し）等。
- ・運搬容器、保管施設等を更新した場合、施設の構造を明らかにする平面図、立体図、断面図、構造図及び設計計算書等。

3 事業の全部若しくは一部の廃止

(1) 手続き

- ・一般廃棄物処理業（一部）廃止届書（様式第7号）に必要事項を記入して、10日以内に提出してください。

4 参考

○法第7条の2第1項

- ・一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、市町村長の許可を受けなければならない。ただし、その変更が事業の一部の廃止であるときは、この限りではない。

○法第7条の2第3項

- ・一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業の全部若しくは一部を廃止したとき、又は住所その他環境省令で定める事項を変更したときは環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならない。

○施行規則第2条の6第1項

- ・法第7条の2第3項の規定による環境省令で定める事項は、次のとおりとする。
 - 1 氏名または名称
 - 2 次に掲げる者
 - イ 法第七条第五項第四号りに規定する法定代理人
 - ロ 役員及び政令で定める使用人
 - ハ 法第七条第五項第四号ルに規定する政令で定める使用人
 - 3 事務所及び事業場の所在地
 - 4 事業の用に供する主要な施設並びにその設置場所及び主要な設備の構造または規模

○施行規則第2条の6第2項

- ・法第7条の2第3項の規定による廃止又は変更の届出は、当該廃止又は変更の日から10日以内に行うものとする。

〒392-8511

諏訪市高島一丁目2番30号

諏訪市役所市民環境部環境課環境衛生係

TEL : 0266-52-4141 (内線 211、212)

FAX : 0266-57-0660(代表)